

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会記録 第1号

招 集 場 所	本 部 町 議 会 議 場					
開 会	令 和 元 年 6 月 11 日 午 前 10 時 47 分					
散 会	令 和 元 年 6 月 11 日 午 後 2 時 57 分					
出席及び欠席委員	役 職 名	氏 名	出席 の別	役 職 名	氏 名	出席 の別
出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名  凡 例 出 / 出 席 欠 / 欠 席	委 員 長	座間味 栄 純	出	委 員	具志堅 正 英	出
	副委員長	喜 納 政 樹	〃	〃	仲宗根 須磨子	〃
	委 員	真 部 卓 也	〃	〃	具志堅 勉	〃
	〃	崎 浜 秀 昭	〃	〃	松 川 秀 清	〃
	〃	比 嘉 由 具	〃	〃	宮 城 達 彦	〃
	〃	小橋川 健	〃	〃	崎 浜 秀 進	〃
	〃	伊良波 勤	〃			
会議録署名委員	委 員	真 部 卓 也		委 員	崎 浜 秀 昭	
当 局 の 出 席 者	副 町 長	伊野波 盛 二		総 務 課 長	仲宗根 章	
	企 画 商 工 観 光 課 長	屋富祖 良 美		農 林 水 産 課 長	安 里 孝 夫	
	福 祉 課 長	松 本 一 也		教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	有 銘 高 啓	
職務のために出席した者の職・氏名	事 務 局 長	宮 城 健		主 事	仲宗根 農	
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会

議 事 日 程 (1日目) 令和元年6月11日(火) 午前10時 開会

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名委員の指名
2		もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会委員長の互選について
3		もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会副委員長の互選について
4		もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会の日程について
5	議案第21号	もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定について (議案説明・審議)

○ **臨時委員長 崎浜秀進** ただいまより、もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会を開きます。

開 会（午前10時47分）

本部町議会委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員の崎浜秀進が臨時委員長の職務を行います。各委員のご協力をお願いします。

日程第1．会議録署名委員の指名を行います。

本委員会の会議録署名委員は、会議規則第127条の規定によって真部卓也委員及び崎浜秀昭委員を指名します。

日程第2．もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会委員長の互選については、臨時委員長で指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会委員長には座間味栄純委員を指名します。

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会委員長に座間味栄純委員が選任されました。

これで臨時委員長の職務は終了しました。ご協力大変ありがとうございました。

○ **委員長 座間味栄純** 皆さんこんにちは。委員長に選任されました座間味栄純です。よろしくをお願いします。

日程第3．ただいまから本委員会の副委員長の互選を行います。

委員長で指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会副委員長には喜納政樹委員を指名します。

本特別委員会の副委員長に喜納政樹委員が選任されました。

日程第4．これからもとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会の日程について、お諮りします。

本特別委員会は、本日及び6月13日の2日間の日程にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本特別委員会は、本日及び6月13日の2日間の日程に決定しました。

休憩します。

休 憩（午前10時51分）

再開します。

再 開（午前11時34分）

午後から当局の説明ということで、日程的には進めていきたいと思います。1時半からということをお願いします。

休憩します。

休 憩（午前11時34分）

再開します。

再 開（午後1時30分）

午前中に行われました、本委員会において審議の進め方について申し合わせ事項を作成してありますのでご確認ください。

日程第5．議案第21号 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 本条例は、新規となっておりますので読み上げて説明をするんですけども、その前に、条例制定に至った経緯を説明させてください。よろしく願いいたします。

現在、議会行政を初め、商工会等の関係機関が町産品優勢使用要請を町内施設へ行っておりますが、より町民全体でその意識の高揚を図るため、努力目標として今回条例制定の提案となります。

条例を制定することで、これまで以上に町産品に触れたり、見ることや食する機会を提供することで、町民意識の醸成を図りたいと考えております。現在も町内においてシークワサー、アセローラ、きんきんゴーヤー、山芋等、特色あるイベントの実施、町内でクラスター事業による新商品開発等、行政としても支援を続けておりますが、より町民にとって身近な存在として町産品を捉えていただきたいと考えております。町民や事業者に対し、罰則や負担を強いるものではなく、あくまでも努力目標として提案を考えております。それでは条例を読み上げたいと思います。

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例。（目的）第1条、この条例は、本部町の農水産物の消費拡大を推進するため、町、生産者、事業者及び町民の役割を明らかにし、それぞれが連携して農水産物消費拡大及び魅力を発信すること、更には、町民のふるさと意識の醸成と地域融和の向上に寄与することを目的とする。

（基本方針）第2条、もとぶ産農水産物の消費拡大の推進について、次の各号に掲げる事項を基本方針とする。第1号、農水産物の自産自消。第2号、農水産物の安定供給・品質の向上。第3号、農水産物の自産他消に向けた宣伝。第4号、農水産物を活用した特産品の開発。第5号、農水産物を活用した飲料及び料理の開発。

（町の役割）第3条、町は、前条に定める基本方針に基づき、もとぶ産農水産物の消費拡大の推進に関する施策を生産者、事業者及び町民と連携し、総合的、かつ、計画的に実施するものとする。

（生産者の役割）第4条、生産者は、もとぶ産農水産物の品質向上と安定供給を図るため、生産技術の向上及び圃場等の環境整備に努めるものとする。

（事業者の役割）第5条、事業者は、町民及び町外からの来訪者に対して、もとぶ産農水産物を積極的に提供するよう努めるものとする。第2項、事業者は、あらゆる機会を通じて、もとぶ産農水産物の魅力について発信するよう努めるものとする。

（町民の役割）第6条、町民は、もとぶ産農水産物を食生活の中で積極的に取り入れるよう努めるものとする。また、もとぶ産農水産物の消費拡大が地域産業の活性化に寄与することを理解

するものとする。

附則（施行期日）この条例は、公布の日から施行する。

本条例を制定することによるメリット、デメリットを紹介したいと思います。メリット、生産者や事業者の生産販売意識の向上、町民の一体感、条例を根拠としたトップセールスや新規開発等のホテルやペンション等への町産生産物の優先使用の呼びかけ。デメリット、事業者や町民に負担や罰則を強いる条例ではないため、ないものと考えております。説明は以上です。

○ 委員長 座間味栄純 これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 農水産物と第1次産業産品ですけれども、おおざっぱにただ農水産物とだけしてありますけれども、品目別の本町における生産量と消費量とか、そういうデータはありますか。

○ 委員長 座間味栄純 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 7番、具志堅委員にご説明いたします。

生産量については、品目ごとにございます。野菜果実を中心に36項目、現在出荷しているんですけれども、これはあくまでも大まかな数字になっております。それ以外にも、それから派生する品物が、特定農家に出しているものもありますので、それを含めると50から60種類野菜品目があると考えております。水産物については、現在30種類品目がございます。消費については、主な統計等がございませんのでこちらでは把握しておりません。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 7番 具志堅正英委員。

○ 7番 具志堅正英 この消費拡大推進条例ということですから、消費量とかのほうもどれぐらい消費されているのか、各品目別に統計をとっていなければ、これからとらなければいけないんじゃないかと。どれを中心に消費拡大キャンペーンを打つときにどの商品をやりたいか絞り込まないと、ただ50から60種類の農産物であるとか、それから水産物の30項目、全部やるわけではないと思うので、その主な農産物でしたら、シークワサーとかパインとか、それからイモとか、そういう主要品目を絞ってやるのか、それとも全体的にやるのか。その辺をお伺いしたいんですけれども。

○ 委員長 座間味栄純 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 7番、具志堅委員にご説明いたします。

この条例自体は、町全体のものを消費し、拡大するための条例の提案となっております。その中でも、特に生産量が多い時期とか、多い品目というのはどうしても期間が重なる時期がありますので、そのときはこちらとしても支援しながら、その消費につながるようなバックアップ体制をとっていきたいと考えております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。11番 松川秀清委員。

○ 11番 松川秀清 クラスタ事業で行われた品目に何々があるのかというのが余り周知されていないんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の説明をお願いできますか。

○ 委員長 座間味栄純 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 11番、松川委員にご説明いたします。

産業クラスター事業、平成29年から行われております。平成29年度がアセローラのピーリングジェル、絹ごしのマーマレード等、あとブレンドティー、セレンディピティ、シークワサー団子、大福、ACシャンプー、シークワサー甘酒ソルベ。平成30年度がアセローラフレッシュによるアセローラプレザーブ、ショウガ入りシークワサー飲料。以上が産業クラスター事業で開発されている品目であります。

○ **委員長 座間味栄純** 11番 松川秀清委員。

○ **11番 松川秀清** この品目を、どのような形で町民にはピーアールされているのでしょうか。

○ **委員長 座間味栄純** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 11番、松川委員にご説明いたします。

現在、かりゆし市場等で商品コーナーを設けて商品販売や宣伝を行っております。あと本土への物産展、そのようなものがあれば物産のほうにも展示販売している状況です。

○ **委員長 座間味栄純** ほかに質疑ありませんか。5番 小橋川 健委員。

○ **5番 小橋川 健** 今説明をしていただいたものを見て、ちょっと質疑させていただきたいんですけども、この条例を例えばつくった後、どういう形で進めていくのかというものを今持っているのかどうかお聞きしたいんですけども、私の考えの中では、例えば当たり前の話ですけども、農水産物は本部町にいっぱいあると思うんです。その中でも、先ほど課長からも説明がありましたとおり、一番、量が多いものがあって、実際にシークワサーとかパインとか前に出して宣伝しているものもあると思うんですけども、これを例えばの話、時期的なもので割っていくのか、例えばことし1年はパインをやる、シークワサーをやる。これを重点的にやるのか、そういう素案とか、そういうものとかを今の時点で持ち合わせているのか。それとも13日に各種業者の方が来て話し合いをする予定ですけども、その話を聞きながら、みんなの話を聞いてやるのか。それとも役場からこういう感じで提案していくのか、どういう形で考えているのか、そういうものの、今考えがあるとしたらご説明をいただきたいんですけども。

○ **委員長 座間味栄純** 農林水産課長。

○ **農林水産課長 安里孝夫** 5番、小橋川委員にご説明いたします。

まず、今現在やっている取り組みのほうからご説明させてください。今現在でもJAや漁協、太陽の花等、関係団体との連携という形で定期的に意見交換とか、会合に参加しての情報収集は努めております。その中で、その生産者への支援という形で、安定供給支援という形で、農で言いましたら、もとぶ香ネギの苗の配布ですとか、かりゆしゴールドの苗供給というのをやっている現状がございます。それから先ほどもご説明したんですけども、イベントの支援、シークワサー、アセローラ、きんきんゴーヤー、スーブ山芋の支援、それからさっきほど言ったクラスター事業を中心とした新商品開発への助成を行っています。環境整備といたしましても、これまで耕作放棄地対策事業やハウスの整備、かんがい排水整備を行ってきたところです。ご質疑にあった今後じゃあ何をするかという形ですけども、テスト的に先月させてもらったんですけ

れども、初めての試みということで、町内にマグロのほうを生産されているんですけども、なかなか触れる機会がないという話もありまして、解体ショーを先月実施しました。これからこの条例をもとに、そういう団体も含めて説明をしながら町民に町産品を紹介する場をふやしたいと考えているところです。それ以外にも、広報紙を活用して町産品、今こういうものが出ていますよとか、この食べ物はこういう使い方で食べられますというような情報発信ができないかというのを検討しているところです。それから販売、マーケティングにしても、その条例をもとに、この条例がありますから、町内で事業をされたい方は町のものを使ってくださいであるとか、ホテルの方が進出する場合には町産品を優先的に使って町をピーアールしてくださいというような形で考えているところです。これは年間一品目ということではなくて、その直々にその旬々のものがあると思いますし、その旬のものよさは町民が一番知っていると思いますので、我々はそれをいろいろ意識向上を図った中で循環できるサイクルをつくりたいと考えております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 5番 小橋川 健委員。

○ 5番 小橋川 健 今の説明を聞いて大体わかったんですけども、もう一度確認ですけども、では、この条例というのはあくまでも農水産物という枠の中で、例えば品目に限ってとかではなくて、農水産物全体を、皆さんに本部産のものをピーアールして、使って消費していただくという条例であって、今、課長からも説明がありましたけれども、例えば業界とかで自然派生的に農業、漁業とかであったら、これをちょっと押ししてほしいということがあれば、それを聞いて、それを土台にしてやっていくというような形をとっていく、業界とやっていくという理解でよろしいでしょうか。

○ 委員長 座間味栄純 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 今、町としての考えは先ほど説明したものですけれども、これは各業界の方たちの声が一番重要だと思っておりますので、この時期の、この品目をやりたいというのであれば、我々はそれを一所懸命、一緒に連携してタイアップしていきたいと考えております。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。6番 伊良波 勤委員。

○ 6番 伊良波 勤 小橋川委員からもちょっとありまして、ダブるところもあると思いますが、この事業、私個人的には物すごく積極的にいい事業だと思っています。この話を聞いたことで、ちょっと知人にも話したんですけども、喜んでいました。ただ一方で、そういう話を聞くとどんどん、例えば水産をやられている方はいっぱい魚をとってくると思います。農業をやっている人もたくさん生産すると思います。これで物がたくさんできて余るということが一番だめだと思うんです。そこの、さっき拡販の販売先もありましたけれども、いかにそういうものを同時に進行して、生産者がもう本当に生産が間に合わないというぐらい、最終的にはそういうところまで行ってほしいと思うんですけども、そこら辺、もう少し具体的に、町内のホテルとかだけではなくて、町外あるいは県外、そういったところの販売をする構想もあるのか。具体的に教えてください。

○ 委員長 座間味栄純 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 6番、伊良波委員にご説明いたします。

確かに委員のおっしゃるとおりそういう条例をつくって、みんなで消費を高めていきたいと思います、そういう機運を高揚させていくという狙いもあってこの条例もつくっていきたいと思います、ということですので、同じように生産者のほうもそういう機運が高まれば、やはり生産量も高めたい、息上がるはずですし、農家、漁民の方もとってくる量もふえてくると。確かにそれを狙ってまたやるんですが、一番そのバランス、とれたんだけどじゃあ売れるのかとか、つくったんだけど売れるのか、というところのバランスが大事だと思います。町民はもとより、今条例の中でも町民の役割として食卓の上でもこの町産品を積極的にとるようにしましょう、そういう意識を高めましょう。事業者の中ではお客さんが来たら本部町産品でもてなしをしましょうという意識を高めることで消費を上げていきたいと思います。さらには町民だけではなくて、来訪者、外から入ってくるお客さん、観光客、そういう方にもやはり本部町産品でもてなすという意識を高めていくことが大事だと思うんです。あるいはこれからどんどん観光客というのは右肩上がりであって、さういふところの予測もつきましますし、特にインバウンド、外国からのお客さんもふえてくるだろうと。クルーズ船なども入ってくると大量な消費者がどっと押し寄せてくるだろうと、そういうのも予測されますので、そういう方に向けたピーアールですとか、商品を販売していく仕組みづくりなどもこれからどんどん積極的に進めていこうというふうを考えております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 6番 伊良波 勤委員。

○ 6番 伊良波 勤 今回のこのもとぶ産農水産物消費拡大ということであるんですけども、ちょっと話がずれるかもしれませんが、ちなみの話ですけども。ことしの12月から大体3月、4月ぐらいまでキャベツをつくりますね。キャベツ農家から話を聞くと相当暴落して、暴落というのはすごい生産があったと。植えて二、三週間ぐらいでトラクターで潰して大打撃を受けたという話が幾つか聞こえます。これは世の中の流れとかいろいろあって仕方のないこともあるかもしれませんが。ただそこでやっぱり、こういった形で町が拡販していこうという形になってどんどんつくると、それでこういう暴落になると、一方で町の責任とまでは言わないですけども、そういうふうにやっぱりちょっと心苦しいところもあると、そういうのができてくると思うんです。やっぱりそこら辺を、細かいところを議論して、具体的に前に進めていきたいと思います。例えば案としては、最近では全国に農産物の通販なども結構行っていると思います。そういうのも、こういう機会と一緒に考えて、本部町産として、町内だけではなくて県外という形でも、そういうものもいろいろ考えて成功するように、またともに一緒に努力して、本当に成功するようにと思っていますので、ぜひ応援しますので頑張ってください。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。1番 真部卓也委員。

○ 1番 真部卓也 質疑いたしたいと思います。

私もこの条例制定の話聞いて、本部町の特産物や農水産物をアピールする、町民は。先ほど言ったメリットのようにトップセールスや品質の向上、生産量のアップということにつながると



いうことで、とてもいいあれだと思っておりますが、デメリットはないということでありましたが、条例ということで制定してしまうと、一つの町の法律みたいなものになってくるおそれがあると思います。やっぱりこの条例というものを盾に今後、町産品を使っていないと言われたときなど、何の、どういったことが起きるのかというものもちょっと考えてもらいたいし。先ほど強制するものではないとおっしゃっていましたが、条例の項目の中にもこういう強制するものという言葉が書かれていないので、こういったときに対して強制するものではないという言葉も盛り込んだほうがいいんじゃないかと私は思っているんですが、こういったところについて、条例の効力などについてお答えいただきたいと思います。

○ 委員長 座間味栄純 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、真部委員にご説明いたします。

今回の条例、先ほど農林水産課長からありましたけれども、罰則等の規定は設けていないということでもあります。条例で罰則規定が法律で許されておりまして設けることもできます。しかし、今回は設けておりませんので、設けていないものに関して、罰則はしないという文言を入れるべきか入れないべきかということもありますけれども、この趣旨からして罰則は設けないということで当初からありますので、そのような罰則は設けないというものをわざわざ今回は入れていないということでもあります。ほかの条例も、罰則規定のないものは罰則はないという文言は、本町の条例上ありませんので、入れていないということでもあります。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 1番 真部卓也委員。

○ 1番 真部卓也 じゃあ、罰則は設けないということで、確かにそうではありますが、このもとぶ産農水産物消費拡大ということで、生産者が、先ほど伊良波委員が言ったように、生産者がいっぱいあった、でも売るところがないと。そういったことで先ほど答弁にあったように、いろんな視点から見て商品の販売促進に努めるということでありましたが、この条例をやってしまうと、本当にいい条例だと思うんですが、町産品以外のものをも使ったときに、こういった条例があるだろうというような質問があったときは、どういったふうに町民、団体というのは返したほうがいいのかとか、この条例を盾に質問が来たときにどういったふうに対応したらいいのかというところは何も明記せず、罰則ではなく、強制するものではなく、個人の趣向とかいろんな言葉の言い回しで条例の案の中に入れてもらったほうが町民としては動きやすいと私は思うのですが、罰則ではなく、強制の効力といいますか、それをどう考えるかお聞きしたいと思います。

○ 委員長 座間味栄純 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 真部委員にご説明いたします。

ちょっと行政的になるかもしれませんが、申しわけないですけれども。今回の条例は「努めるものとする」ということでまとめております。あるいは実施するものとする。理解するものとする。努めるものとする。努力の努です。例えば強制力だとしなければならないとか、よく言い方があって、それは義務になります。強制力が生じます。今回も条例を制定するにつきましては、行政内のルールがございます。このルールというのは、解釈を多方面から、いろんな解釈をされな

いように、できないように、あるいは誤解されないようにということで、行政内の条例制定のルールがありまして、その文言の使い方がございますので、これはしなければならぬという義務ではなくて「努めるものとする」ということで、努力しましょうというものでありますので、そのような、行政的な、条例の書き方でそのようなことになっているということでもあります。よろしく願いいたします。

○ 委員長 座間味栄純 1番 真部卓也委員。

○ 1番 真部卓也 わかりました。努めるようにするといった、努力するという。先ほど、最初にあったように努力目標としてこの条例をつくっていきたいという思いを聞いておりましたので、本当に中身はいいものも入っております。しっかり形にして本部町民全体で盛り上げていけたらいいのかなと思っております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。6番 伊良波 勤委員。

○ 6番 伊良波 勤 じゃあ、今度は生産者側からではなくて、消費者側から見た目線。目線というか、水産物を買うときに、本部町内も大きいホテルができてきて、観光客もふえて、毎日のように水産物、野菜を購入していると思いますけれども、ああいう組織というのは販売する相手側もきちんとした組織じゃないと。なかなか個人からは当然というか、買わないと思うんです。だから町を中心に、かりゆし市場を中心にやるのかな。そういった組織づくりというのもしっかりして。やっぱり今、農業に関しては施設が、ハウスがあるので、年間を通していろんな野菜ができると思うんですけれども、安定供給、1年間を通して夏には夏のものが当然あるでしょうけれども、夏の野菜が冬にもとれる。1年間を通してどんな野菜でもとれるような、買うほうからしてみればそういう安定供給ができるかというところも非常に大切なところだと思いますので、今は生産者からじゃなくて、消費者の目線で話をさせていただいていますけれども、そういうのも同時に考えていると思いますが、どういうふうに考えているのかお聞かせください。

○ 委員長 座間味栄純 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 6番、伊良波委員にご説明いたします。

今、ホテルとか大きな消費者といいますか、そういうところからの依頼とかがあると、そこに応えられるような供給の体制というのが大事だということだと思いますので、おっしゃるとおり、例えば大口のところからこれだけの量が欲しいんだけれどもといったときに、今月はできるけど来月はできないとか、そういう形だとなかなか消費者に対しても信頼を確立するのにちょっと時間がかかったりするかというところはあるかと思いますが、やはり今、町内の生産者、農家の生産者を束ねてかりゆし市場のほうで生産者の会を発足していますので、会員で今何十名…、百名余り。130名いますか、すみません。130名の農家みなさんを束ねて生産者の会も発足してありますので、その中で計画的に皆さんが自分は何をつくる、自分は何をつくるというのを、それぞれの農家の皆さんに自分のつくる量だとか、時期だとか、品物品目ごとにそういうものつくるように計画立てていますので、それをもっていつごろは何がどれぐらいの量をとれますよとか、というのは大体かりゆし市場のほうで把握して、また農家の皆さん計画的につくっていくように、そ

ういう仕組みをつくってきていますので、大口に対しての需要だとか、あるいは安定して供給する体制だとかというのをこれからまたつくっていくことになると思います。どうしても量的に間に合わないというときがあるんですね。大きいところがほしいというときに、これだけの量は出せないということもあるとは思いますが。そういうところは本当にしょうがない。そこを縮めていく努力というのがこれから必要かと思っております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 11番 松川秀清委員。

○ 11番 松川秀清 先ほども聞きましたけれども、町産品ですね、クラスター事業でやったもの、あるいはボトラーズ、いろんなものを扱っていて、最近アルコール類も扱うようになりまして、それからウエルネスのほうもいろんなものがあります。そういったものを展示するブース、例えば今の野菜にしても、物は置けないとしたら、写真を撮ってきて置くという形の展示ブースを町民広場か、どこか大きなところでやるというのをどのように考えるかお聞かせ願います。

○ 委員長 座間味栄純 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 11番、松川委員にご説明いたします。

今、提案のあった町の産品を展示する場所、それを役場に置けないかという話ですけれども、とてもいい提案だと感じております。町としてもこの時期にこういうものがあるというのは、その販売店に行かなくてもわかる仕組みづくりというのは、役場以外でも考えておりますので、その象徴として役場にとすることは、これから検討していきたいと考えております。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。14番 崎浜秀進委員。

○ 14番 崎浜秀進 もろもろの意見が出ました。これは紆余曲折、いろんなものを乗り越えないとこの条例というものを理解しきれないと思う。非常にいい条例ではある。ただ、この6条にあるように消費拡大、これのために、やはり大きな消費者であるホテル、民宿、そういうところ、もろもろの問題が出てくる。例えば使いなさいということも言っても価格の問題。ほかから入ってくる価格が安い、それで使っている。そのときにどうするかということも考えないといけない。だけど生産計画、これは余りにも広すぎるとまたなかなか絞り込むのは大変だから、品目をだんだん絞ってくるんだと思うんだけど、シークワサーを一例にとってみると、今ストックされているシークワサーはいっぱいありますよね。そういうものをどう消費させていくか。農家はつくりなさいといったって、やはりこういうものの、消費していかないものについては停滞していくでしょう。一つの例として、3年前ぐらいか、議員団が四国の馬路村、ユズ、あれ年間、あれだけ小さな村、まちじゃない部落だよ、小さな部落で30億円の売り上げをしているんです。沖縄のシークワサーが何でこんなに売れないのか。あれよりもビタミンCがいいわけだから、もっとピーアールが不足だと私は思うわけ。ユズというのは、車につけるものだししか思っていないんだけど、ゴクン。飲み物ですよ。あれを東京に置いて、そこから全国的に売り込みをしている。これはネットです。だから役場はただ計画だけするんじゃなくて、いろんなピーアール、ネットでいろんなことを工夫しなくてはならない。その考え方。

もう1点は、私も言おうと思ったんだけど、これだけのものを招聘するなら、県がやっている、

県庁にあるように、本部町の特産品、役場にお客さんがやってきますよね。さっき松川委員が言ったとおり。本部町にはこれこれの製品がありますよと。言葉で言ったってわかりませんよ。役場の入り口の片隅に、どこかにか置けるようなことをね、さっき検討してみますということですが、すけれども、再度これは検討してみてください。それからピーアール、さっき言われたネットとかそういうものを使えるわけだから、あれだけのゴックンが売れるぐらいだから、このシークワサーが売れないということはないわけ。もっとピーアールすることの企画、どうしていくのかということ。

それともう1点、議長と二人で東京へ行ったときに、全国の議長会、それから副議長全国大会、わたしたショップへ行行ったんです。そうしたらシークワサーが出ている。工場の産品だから本部町かと思ったら読谷村になっているんです。読谷にシークワサーがあるわけないでしょう。だからそういうところも行政が指導しながら、本部町のものだよと、パインもそうですよ、パインも。それからアセローラにしてもいろんなところがつくるでしょう。そういうものをちゃんとした商品を本部町のものだというようなピーアールをしていかないと、これはただ名前だけに倒れてしまうんじゃないかという気がするんです。そしてやはり、3月でしたか、これ一旦出して取り下げたのは。もっと議論をしてやると、これはもっとすばらしい条例になるかなと思ったんですが、もうこういうぐあいに出てきているわけだから、やはり13日では結論も出さないといけないと思う。いろんな意見も出てくるでしょう。

こうしてスタートするわけですがすけれども、やはりさっき私が言った行政としてのそういう役目をどう考えているかということ1点だけ教えてください。

○ 委員長 座間味栄純 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 14番、崎浜委員にご説明いたします。

今、やはりピーアールが大事だと、これだけの町産品が、数もありますし、量もあるわけですので、どのようにピーアールしていくかというのが大事だということだと思います。町としてはいろんな広報の媒体、町が持っている広報媒体があるんですが、それをもちろん使うのは当然ですがすけれども、それ以上に町民の皆さんに広報媒体になってもらいたい。これは町民もそうです。事業者の皆さんも。それは役場の思いといいますか、これから行動を展開する第一歩目のステップだと思っているんですが、町民の皆さんが町産品を愛用する、どれでもいいんですけれども、自分の好きな、好みのもの。それは自分が愛用しているものは人にも伝えたい、ほかの人にもこれはいいよと言えるような、そういう町民がもっともっとまた媒体になって、ほかの、町外の人でもいいです。今インターネットとかSNSとか、いろんな広報の媒体の仕組みはありますので、そういうのをどんどん使っていただいて情報を拡散していただきたい。そういうのも町としてはやはり、まず町民の皆さん、町内の団体の皆さんにそういうことを、そういう意識をまず持ってもらいたいという理解をいただきたいというところです。そこはお互いのまた、どういう場合にできるできないの情報があるはずですので、お互いに情報を密に、連携、情報交換をしながらどういう方法ができるのか、先にどんなことができるのかとか、ということなども役場とし

てはどんどん町民と話し合いながらやっていきたいと思います。一番そういう情報の発信、ピーアールが一番大事だと思っております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 14番 崎浜秀進委員。

○ 14番 崎浜秀進 ピーアールの方法についてはいろんなことがあるでしょう。十字路にある電子版あたりを使ってもできるし、いろんなことを考えてみてください。そしてさっき私がシークワサーの名目について読谷村と言ったんだけど、記念公園の中に売られているパイン、これも東村。だからそういうことを行政はもっと調査をしてお願いをするなら、本部産でも供給ができるように生産計画を立ててちゃんとやればこれができると思う。土地はあるわけです。パインも発祥の地だし、シークワサーもうんとできる。そういう問題のもろもろの細かい面の問題を町が調査をしてこういうものの統一ができないのか、今後の考え方を副町長聞かせてください。

○ 委員長 座間味栄純 休憩します。

休 憩 (午後2時15分)

再開します。

再 開 (午後2時19分)

ほかに質疑ありませんか。2番 崎浜秀昭委員。

○ 2番 崎浜秀昭 質疑させていただきます。

私は、この条例案というのは非常に当局の強い意志を感じるもので、非常にすごいことだなと思っております。しかしながら、これは条例ということですが、これは条例制定してからどういった結果になったかということを見直ししないと、これがそのまま残って行って、これがすばらしいものであればずっと残っていいと思うんですが、これがそうじゃなかった場合は何年か後にこれを見直してどうするかということ。それをしないと、今はやっぱりうちの町長が1次産業ですごく関心があって情熱がある方で、その意欲は非常に私も感じておまして、すごいことだなと思って。しかし、ずっと継続していくためには当局の強い思いというのは継続しないとだめだと思うんです。だからそういった面、見直しという面もひとつ大切じゃないかと。私は5カ年ぐらいしたら、もう一度検証する必要があるんじゃないかなと。その1点と。

それからこれは町民に対して町産品を積極的に取り入れるよう努力していただきたいということですが、どうしても商品というものは高い安いということを見たときには、安いところに流れていくんですね。だからそれで価格競争というのがあるわけですから、それに対して応えなければ町産品は勝てないという観点から生産者に対してもそういったところはしっかりと指導していかなければいけないんじゃないかと思うんです。一例を挙げますけれども、マンゴー農家で生産したマンゴーをネットでもって全て販売している農家がいるんです。だからネットを生かした販売路を確保するというのは、町もピーアールをいろいろするんですけれども、生産者においてもそういったアイデアを生かして、自分たちの製品をいかにいいものかということアピールする。その意欲がないとこれはうまくかみ合わないところがあると思うんです。だから町が音頭をとるのはよろしいんですけれども、生産者がみんな補助金とかに期待して、それにぶら下がったら、町は重くて、これは維持できないんじゃないかという気がするんです。そういったところの

生産者に対する話し合いとか、しっかりしていかないといけないんじゃないかと私は思っているんですが、そういうことに関してひとつご意見がありましたらお願いします。

○ 委員長 座間味栄純 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 2番、崎浜委員にご説明いたします。

まず1点目の条例の検証でございますが、私のほうから。この条例は時限条例ではありませんで、期限を打っておりません。例えば何月何日に廃止等打っておりませんので、委員のご指摘のとおり廃止しない限りはそのままずっと条例は生きるという条例であります。ですので、今後可決いただきましたら、早速この条例をもとに施策を展開していきますが、その展開する中で当然ながら町民の意見、あるいは事業者、生産者等の意見を聞きながら、この条例の検証は行ってまいります。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 2番、崎浜委員にご説明いたします。

町民の役割の件で、消費者心理のお話が出ました。それについても我々庁内でいろいろ議論したところでございます。消費者心理を考えた場合にどうしても価格の問題と、あと品質、クオリティーの問題というのが出てきます。その中で我々、今もやっちはいるんですけども、JA、漁協、かりゆし市場に間に入ってもらって生産者との対話を通しながら、その品質の向上にどう努めていくか。価格については、どうしても大量仕入れしている大型スーパー等の問題、価格差はあるんですけども、それ以上に産地でできたものは新鮮でいいものだとということを周知しながら、その辺の意識向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 2番 崎浜秀昭委員。

○ 2番 崎浜秀昭 条例がすばらしくて発展的な感じで生きていく間は非常にいいかなと思いますけれども、町民に対する積極的に取り入れるよう努めるものとするということ、これは義務を課すような感じのニュアンスが受けられるんです。だから町民に対する圧力、それが今、意識が高いときにはいいんですが、これが時代がずれていったら、何で向こうから買うのかという人が出てきた場合、これは非常に不都合な部分があると思うんです。そういったところはやはり継続性、条例の生きているかどうか、そういったものを点検しながらやらないと。いつかは必ずこれはそういった縛りになる文言だと思うんです。そこら辺、これから制定するときには議論を活発にできたらいいかと思っております。以上です。ありがとうございます。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。9番 具志堅 勉委員。

○ 9番 具志堅 勉 今、課長からも説明がありましたけれども、大枠で条例を制定する前に相談していくというふうにありましたけれども、私この条例をつくるに当たって、推進、条例委員会とか懇話会のような委員会をつくると考えているのか。この1点です、まず。

もう1点、個人や事業所の意見を尊重する意味で罰則規定は設けていないという文言は挿入していくのか、その2点の説明を求めます。

○ 委員長 座間味栄純 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 9番 具志堅 勉委員にご説明します。

この条例を制定するに当たって、委員会や懇話会など先にやってから、条例制定をする考えはないかというご質疑だと思いますが、委員のおっしゃることもよくわかるんですが、町としまして、これまで長い間、やはり生産者や事業者の皆さんとは膝を交えながら、そういう議論というのは大分重ねてきたつもりであります。そういう中でやはり肌感覚で生産者としてはそういう町民全てが町産品を愛用するような動きといいますか、運動といいますか、そういうことになったらそういうことを願っているというのは、行政としては肌感覚で今思っておりますので、特にこれから委員会を設けるとか、この会を設けるとかということではなく、この条例をもとに、この条例をつくって、それをもとにまた町民の皆さんとディスカッションして行って、もっともっとどんな取り組みをしていこうということをお互いに話し合っていきたいと思っております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 9番、具志堅委員にご説明いたします。

2点目の罰則規定の件でございますが、条例には法律で制定が義務づけられています。例えば税条例、あるいは給与条例等がありまして、その中では法律に基づいて延滞金等、あるいは科料等罰則規定を設けているのもありますけれども、今回は政策を実現化するための政策条例でございますので、罰則規定は当然ながら入っていない状況でありまして、あくまでも努力の範囲ですよということで今回提案させていただいて、「努めるもの」という言い方を各条項の中で使っております。ただ、先ほどからもありますように、どうしても受けとめる方からは罰則に聞こえるんじゃないか等ご指摘がございますので、今後、この条例を展開していくには広報誌、あるいは説明会、そして意見交換、あるいは打ち合わせ等、多々出てくると思われま。その中でも行政側から十分これは決して罰則規定のあるものではないと。強制を敷いているものでもないということで、あくまでも同じ目標でもちまして、町民一体となって、事業者も一体となってこの条例で農水産物の消費拡大に努めてまいりましょうということで、努力していこうということで、それでまちおこしをしていこうというもので、ということをも十分説明しながら展開してまいりたいと考えております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。13番 宮城達彦委員。

○ 13番 宮城達彦 私もこの制定について、目を通した時点で条例案として法的に縛られるものなのか、そういうふうにならなくて頭をよぎりました。1番の真部委員と先ほどの具志堅委員の質疑に対して罰則規定は設けていないと。そういうふうに理解してよろしいんですか。再度伺います。

○ 委員長 座間味栄純 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、宮城委員にご説明いたします。

罰則規定は設けておりません。

○ 委員長 座間味栄純 13番 宮城達彦委員。

○ 13番 宮城達彦 理解いたします。これはまさに町生産事業者、それと町民が一体となって、私はこれは物すごくいい条例だと思います。その提案理由のほうにもあります。もとぶ産農水産物の産地活性化及び本部町の地域経済への活性化、まさにこれに該当すると思います。先ほど来、これはどういうふうに宣伝をするか、ピーアールをするかという質疑もありました。今から大きなホテルもできます。クルーズ船も寄港します。この辺をいま一度、基本方針の（３）（４）（５）に関して質疑します。農産物の自産他消に向けた宣伝、農水産物を活用した特産品の開発、農水産物を活用した飲料及び料理の開発、この（４）（５）は団体、業者団体は今あるのか、それと業者も今やっているのか。それとこれに関してはどういう製品ができ上がって、これは以前にもある程度わかっております。でも議員の皆さんにどういう開発をされているのか。これがそろえていないと思います。今現在ある時点でどういうものがあるのか。それと今後はどういうふうにするのか。この３点をお願いします。

○ 委員長 座間味栄純 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、宮城委員にご説明いたします。

事業の中でやっているのが産業クラスター事業という事業名であるんですけども、やんばる彩葉、アセローラのピーリングジェルをつくっている会社で、あとオキネシア、絹ごしマーマレードをつくっている会社です。セレンディピティ、ブレンドティーをつくっている会社、あと誠もち、シークワサー団子や大福。SK美容室、これがACシャンプー、化粧品関係。もとぶ糀の里 工房みら、シークワサー甘酒ソルベ、アセローラフレッシュ、アセローラ酢、アセローラプレザーブ。もとぶウェルネスフーズがショウガ入りシークワサー飲料となっています。このクラスター事業、今後も続く事業でありまして、商品開発には今年度もまた努めていきたいと思っております。

○ 委員長 座間味栄純 休憩します。 休 憩（午後２時34分）

再開します。 再 開（午後２時34分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、宮城委員にご説明いたします。

ピーアール関係ですけども、現在もかりゆし市場等でピーアールはしているんですけども、広報、電光掲示板、あとは会議があるときにもその辺のピーアールをやってきています。現在、記念公園内のハイサイプラザのほうでも月に２日か３日ぐらい、今かりゆし市場のほうを主にして農産物関係、宣伝や販売をしている状況であります。

○ 委員長 座間味栄純 13番 宮城達彦委員。

○ 13番 宮城達彦 今、課長からの説明を受けてわかりました。これはぜひ、この条例を制定するに当たっては、先ほどからあるように宣伝効果、これを大々的にしないと、条例を制定しても町民の皆さんが把握できないとこれはだめだと思いますので、この辺をもっともっと大々的に、FMとかありますよね。これを流すとかこういうふうにやりますという、FMを利用してやるのか。まずは町民の皆さんの耳に入れてください。



これは、先ほど開発業者、何業者か説明がありました。今後はこの団体でやるのか。あるいは別の品物等が発生した場合は新たな業者を加入させるのか。この辺の考えがあったらお願いします。

○ 委員長 座間味栄純 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 13番、宮城委員にご説明いたします。

事業者としては、特に指定はしておりません。事業者が商品開発等ヒアリングしたりして、今まで行ってきたんですけれども、事業者が手を挙げてそういう商品をつくりたいということであれば、ヒアリング等でやって、その辺で事業を進めていきたいと思います。

○ 委員長 座間味栄純 13番 宮城達彦委員。

○ 13番 宮城達彦 この開発した製品がありますよね、商品。これを何らかの形で一応、次の定例会でもよろしいです。こういうものがありますという見本的なものをぜひ持ってきてください。これがわからないと、それだけの予算を使っているわけですから、そういうものがありますということを議員の皆さんから初めに教えてください。これで終わります。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。12番 喜納政樹委員。

○ 12番 喜納政樹 何点かお伺いいたします。

目的の1条で、この条例は本部町の農水産物の消費拡大を推進するためとあります。これまでにない条例なので、各議員慎重になっているものだと私も考えているのですが、まずこの条例を上程する中で、当局の中でこれを条例化すべきなのかという、どういった議論があったんでしょうか。これはもちろん全会一致で上がってきていると思いますが、どのような議論があったのか、まずはそれをお伺いします。

○ 委員長 座間味栄純 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 12番、喜納委員にご説明いたします。

この条例を提案するに当たって、役場内部での議論ですが、政策推進会議を毎週月曜日、町長、三役、そして課長会のみんなでやっているんですが、その中で町の政策である心豊かなまちづくり、そしてまた地域の経済の発展、そういうものを考えた場合に町産の農水産物を消費、拡大していくことは必要な取り組みであるし、それをなぜ、それをどうすれば町民に広め、そしてまた町民に理解していただき、そしてまた町民も一緒になって動いてもらえるかというところを考えた場合に、いろんな方法もあるかとは思いますが、やはり条例という形で制定をしたときに、議会も一緒になって定めたその条例の重さというのがありますので、それをもって町民にも説明や、そしてまた理解を得られるものであろうということで政策推進会議の中でも議論をしたところでもあります。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 12番 喜納政樹委員。

○ 12番 喜納政樹 では、この条例化するに当たって、農林水産課のみの事業ではないと思っております。各町内、各課、この条例を制定することによってやるべきこと、各課が行うべきことも出てくると思うんですが、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 委員長 座間味栄純 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 今じゃあ、各課の今後の取り組みということですので、各課のほうから説明したいと思います。

○ 委員長 座間味栄純 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 12番、喜納委員にご説明いたします。

この条例について、提案した課は農林水産課ではあるんですけども、町内全体にかかわることだと感じております。その中で農水課としては、生産を中心に、生産からどう商品に結びつけていくか。ことし4月にできたマーケティングの話になるんですけども、生産を拡充しながらどう商品に結びつけていくかについて、これからいろいろな場面でこの条例を活用した政策立案をしていきたいと考えております。

○ 委員長 座間味栄純 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納委員にご説明いたします。

企画商工観光課としては、宣伝や情報発信、あと特産品開発を今後進めていきたいと思っております。

○ 委員長 座間味栄純 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納委員にご説明します。

総務課としましては、条例のチェック、進行の具合、ちゃんとこの条例の条文のとおり各課がちゃんと進めているかのチェック、そして区長会も総務課が見ていますので、区長会に十分な説明をやっていきます。あときょうは関係が深い課だけ出ていますけれども、全庁にわたりますので、説明会等をする場合は注意事項という形で、この課はどこの課が言ったのか違うということにならないように、その辺の助言的役割も総務課のほうで担っていくところでもあります。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納委員にご説明いたします。

教育委員会としましては、学校給食のほうで、町の製品の食材を活用して給食を提供しているところでもあります。今後も継続して町の製品を活用し提供を行っていききたいと思っております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 福祉課としましては、福祉関係の事業所、たとえば介護事業所、保育所、保育園ですね、それと障害施設など、町内には34事業所があります。その中でほとんどのところが給食を提供していますので、そこの部分の中で町製品の活用というものを、日ごろから言っているんですけども、もう少し、こういった条例もできましたし、町全体で推進していきましょうという形でさらなる協力をお願いしていきたいと考えているところです。

○ 委員長 座間味栄純 12番 喜納政樹委員。

○ 12番 喜納政樹 先ほど総務課長が、いみじくも、この条例は政策を実現する条例であるとおっしゃいました。私はそれはそれでいいと思います。町長の心豊かなまちづくりを推進するた

めの、根本的な条例という、誰が考えても皆そう思っていると思いますのでそれはそれでいいと思います。しかし、この条例を制定するに当たり大きな責任、先ほどおっしゃったとおり、行政側にも我々にも大きな責任が伴ってきます。なので、そこら辺はこれまでも何々のまち宣言とか、何々の里とかいろいろありましたが、そういった一過性のもではなくて、この条例を根本とした、まずはしっかり政策実現のための計画を行うと思うんですが、行っていただきたいというのと。

先ほど生産者の役割、事業者の役割、町民の役割とおっしゃっていましたが、この中にあります、努めるというのは役目を受け持つ、その役目をするということになりますので、やはり私は、先ほどだったら罰則の話もありますが、罰則というのは、それはもう条例でもって罰則を科すというのは、そんなことがあってはいけないと思うんですが、しかし責任、この条例をつくることによって責任をみんな持ちましょうと。我々が先導するからという形の喚起というんですか、啓蒙はしないといけないと思います。ただつくったからみんながそれに従うだろうではないと思いますので、これは当局のかなりの責任が伴ってくると思います。それを重々承知していただきたい。そこら辺も踏まえまして、副町長、一言お願いします。

○ 委員長 座間味栄純 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 12番、喜納委員にご説明いたします。

委員おっしゃるとおり、この条例は我々も制定するのが目的ではなくて、制定した後はどう町民の皆さんに理解してもらって、町民の皆さんと一緒に動いていくか。町民の皆さんに本部町の農産物をどう愛用していただくか。そういう意識を高めていく。こういう意識を高めていこうというのが、町民と一緒にいこうというのが狙いでありますので、条例の制定もそうですけれども、町長の掲げる政策の、心豊かなまちづくりの政策を実行する一つの取り組みだというふうにも捉えております。ですから行政としては、やはり条例を制定した後の、問題はその後に町民の皆さんにどれだけ本当に、どういう場でどれぐらいこの条例の重さ、そしてまた農産物の愛用に対しての心といいますか、気持ちを伝えていくか。これは我々のこれからの取り組みにかかっていると思っていますので、それだけ今、腹をくくって上げている提案でございます。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 12番 喜納政樹委員。

○ 12番 喜納政樹 1点だけ、語句の言い回しを確認したい。第2条の(1)から(5)まであるんですが、ここだけ「農水産物」になっているんです。「もとぶ産」のというのが入っていないんですが、これは意図的にもとぶ産というのを外しているのか。これはほかの1条から3条、4条、5条を見ても全てもとぶ産になっているんですが、農水産物の自産自消から始まって、もとぶ産というのを入っていない。これは先ほど総務課長からもあったとおり、多方面からいろんな角度を見てこれは入れないほうがいいと思ったのか、それともただ単純に外しているのか。そこら辺どうなのか。

○ 委員長 座間味栄純 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 12番、喜納委員にご説明いたします。

第2条の基本方針についてですけれども、第2条の条項のほうで「もとぶ産」とつけておりますので、その以下の各号については「もとぶ産」を除いても読み取れるという理解で「もとぶ産」というのは入れておりません。内容といたしましては、本部産に限るというご理解でよろしくお願いたします。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。8番 仲宗根須磨子委員。

○ 8番 仲宗根須磨子 私も、もとぶ産の消費拡大推進のこの条例を制定するということは、とても町に活性化する可能性があるとして、とてもいいんじゃないかと思っております。でもただ一つだけ懸念するのは、やっぱり先ほど宮城委員がクラスター事業で対象となった商品を持ってきてくださいと言っていたんですけれども、私はそのクラスター事業対象となった商品を使ったことがあります。その中でアセローラの化粧品とかピーリングジェル、SKシャンプー、甘酒ソルベもたまに食べております。本当にみんな、各事業所が頑張ってくただけあってすごくいい商品なんです。使った後も確かにいい。けど一つだけ問題なのは価格が高い。やっぱりそれだと継続して町民が使っていく、それがとても難しくなる。1回ぐらいは使ってみようと思っても、次から買うにはちょっと高いよとなると、市販品に走ってしまうと、ほかの市販品に。そういう問題があるんですね。ですから、これからこの価格の問題というのは大きな、これから地産地消、多くの町民に浸透させていく上で大きな壁になるんじゃないかと思います。それだけ手間暇がかかっているというのはわかるんですけれども、この手間暇がかかっているから、そして品物がいいから高いんだよというのも、こういうのも含めてピーアールしないと大きく広がっていかないんじゃないかなと思います。どうでしょうか、答弁をお願いします。

○ 委員長 座間味栄純 休憩します。 休 憩 (午後2時52分)

再開します。 再 開 (午後2時54分)

副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番 仲宗根須磨子委員にご説明いたします。

今、商品の価格帯と、それからまた町民の皆様が求めやすい価格帯とのギャップといいますか、差が、その商品を使うに当たっての壁になるということのご指摘ですが、そうですね、おっしゃるとおり、その壁があるというのは我々も認識しております。やはり町民のほうにも、我々もまた理解を求めていきたいのが、本部産の原料を使った加工品とかというのがどれだけ質の高いものなのかとか、それが客観的に、例えば町外からとか、県外からとか見た場合の商品としての価値といいますか、それが今、この品質でありますとか、製造過程でありますとか、そういうところから生産者がつけた価格という価格帯、これというのはやはりそこに町民の皆様の理解を求めていきたいというふうに考えます。それはすぐ簡単にとか、短時間にとかというのは難しいかもしれないけれども、本部の一つのブランドというところをつくっていくためにも、その価格帯というのは非常に大事なところだと思っておりますので、町民の皆様に根気強く理解を求めていくということになると考えております。以上です。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、午前中決定いたしました協力団体、それに J A 本部支店、本部町建設業界の 2 団体を追加する提案がございます。追加することに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって J A 本部支店、本部町建設業界を追加することに決定しました。

以上で、本日のもとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会は散会します。

散 会 (午後 2 時 57 分)